旅館業に係る欠格要件の有無について

旅館業法第3条第2項の規定に係る欠格要件の該当性については下記のとおりです。 (本書記載の内容が事実と相違ないことを宣誓します。)

(会社名 代表者名 印)

記

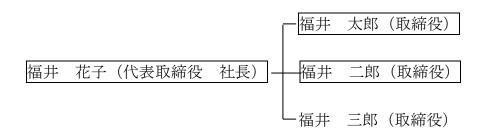
申請者(法人に あっては代表者 および役員)の 氏名、フリガナ	生年月日 (和暦)	住	所	地	法第3条第2項各号の該当 の有無および内容
					役職(法人の場合):
					口いずれの号も該当なし
					口該当あり(第 号)
					内容:
					役職(法人の場合):
					口いずれの号も該当なし
					口該当あり (第 号)
					内容:
					役職(法人の場合):
					口いずれの号も該当なし
					口該当あり(第 号)
					内容:
					役職(法人の場合):
					口いずれの号も該当なし
					口該当あり (第 号)
					内容:

- ※記載内容の確認のため、住民票の写し等を提示してください。
- ※法人については、役員確認のため、登記事項証明書を提示してください。
- ※業務を行う役員が一部である場合は、業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類を提出して ください。
- ※法人の代表者等が記載内容について担保・誓約し、署名、捺印する場合、住民票の写しの添付を省略することができる。

(参考) 旅館業法第3条第2項に定める欠格要件

- ー 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

組織図



で囲った者が旅館業に関する業務を行う役員であることを証明する。

年 月 日

福井県福井市大手3-17-1 株式会社福井 代表取締役 福井 花子

業務分掌表

	氏名		役職
0	福井	花子	代表取締役 社長
0	福井	太郎	代表取締役 社長
0	福井	一郎	取締役
	福井	二郎	取締役

◎の者が旅館業に関する業務を行う役員であることを証明する。

年 月 日

福井県福井市大手3-17-1 株式会社福井 代表取締役 福井 花子